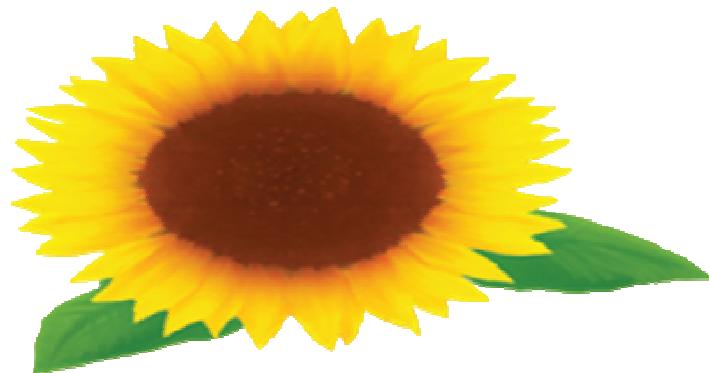


私たちちは「市民が市民を支える社会」をめざします

法人市民後見活動と倫理 —後見人の職務を正しく遂行するために—



認定NPO法人東葛市民後見人の会

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

目 次

I はじめに

- 1 成年後見制度の利用促進と期待される市民後見人
- 2 成年後見制度の運用実態

II 法人市民後見活動における理念と倫理

- 1 理 念
- 2 法人市民後見活動の基本スキーム
- 3 東京家庭裁判所が法人市民後見活動に求める 4 つのポイント

III 法人市民後見活動に求められる倫理

- 1 法人としての存続性
- 2 組織としての倫理、コンプライアンスの確立
- 3 認定 NPO 法人＝公益性の高い活動団体
- 4 高い社会貢献意欲と倫理感を備えた市民後見人の育成
- 5 当会の組織体制と課題（平成 27 年度）
- 6 組織運営規程の整備
- 7 広報誌、情報誌、小論文の整備

IV 後見事務担当者に求められる倫理

- 1 家庭裁判所から求められる後見人の職務
- 2 当会の事故防止に関わる規程

V 任意後見契約と倫理

- 1 任意後見契約の仕組み
- 2 任意後見契約等の流れ
- 3 任意後見契約の濫用の防止に向けて
- 4 任意後見契約に対する行動指針（基本姿勢）

VI 成年後見制度に関する無料相談会のご案内

参考資料 1 認定 NPO 法人東葛市民後見人の会の業務規程（抜粋）

付表 4 市民後見活動のチェックポイント

様式 2 個人情報、守秘義務に関する誓約書

参考資料 2 成年後見制度の利用促進及び市民後見人の養成に関する関連法（抜粋）

I はじめに

日本社会は今、急速に進む少子高齢化、核家族化、高齢者の孤立化、人口の減少などの歴史的大変動に直面し、誰もが日本の前途や自分の将来に不安を抱いております。

とりわけ認知症高齢者は予測を上回るペースで増え続けており、全国では462万人と推計されています。地域社会では高齢者の単独ないし老々世帯、身寄りのない高齢者が急増し、振り込め詐欺など悪徳商法の被害を受ける市民も少なくありません。こうした孤立しがちな高齢者に加えて、知的障害者の55万人、精神障害者の320万人が「親亡きあと」の深刻な悩みを抱えています。

私たちは、約5年前から「市民が市民を支える社会」をめざして市民後見活動に取り組んできました。当初は、成年後見制度の周知度は著しく低く、市民後見人に至っては誰も知らない時代でした。今では大手マスコミなどの紙面でも大きく採りあげられるようになり、市民にとっても格段に身近な存在になってきました。

このたび、この間の活動成果を踏まえて「法人市民後見活動と倫理」と題する小冊子を発行することになりました。一つは時代が成年後見制度と市民後見人を求めていることを周知したいため、二つは市民後見活動に携わる自らの戒めとするため、三つは市民後見活動＝社会貢献活動をめざそうとする市民の参考にするため、という目的意識のもとに作成したものです。多くの市民にとって、少しでも「考えるヒント」となれば幸いです。

1. 成年後見制度の運用実態

平成12年4月、人間の尊厳を守り権利を擁護するための制度として、「自己決定権の尊重」「normalization」などの崇高な理念を掲げて成年後見制度が発足しました。当時、立法担当者の基本的な考え方では、この制度の潜在的な利用対象者は人口の1%、約120万人と想定されていました。新たに補助制度と任意後見制度が設けられ、成年後見制度はこの二つの制度を軸に飛躍的に進展していくものと期待されていたのです。

〈平成12～24年概況〉

- ① 平成24年12月末現在の利用者数 166,289人
法定後見 136,484人、保佐 20,429人、補助 7,508人
任意後見 1,868人
- ② 13年間の法定後見開始の審判の認容件数 255,595件
後見 219,860件(86.0%)、保佐 25,377件、補助 10,358件
任意後見契約締結の登記件数 67,076件

任意後見監督人の選任件数 3,488 件(5.2%)

〈分析結果〉

先進国は人口の 1% (近時 2%) の利用が普通です (独 3%)。 日本の場合は、

- ① 成年後見制度利用そのものの低調
- ② 後見類型の偏重
- ③ 補助類型の低迷
- ④ 任意後見の不振 (任意後見監督人選任も低調)

等の特異性が指摘されています。ガラパゴス化現象とでもいうのでしょうか。

〈不振の主な理由〉

- ①1898 年以来の禁治産・準禁治産宣告制度が廃止され、成年後見制度の導入後も、生活支援制度ではなく財産保護の制度として運用されてきたこと
- ②後見業務等の担い手として、親族や本来的に身上監護面よりも代理・代行業務が専門の弁護士や司法書士等の第 3 者後見人が中心を占めてきたこと
- ③成年後見制度に対する国民的理解の不足と周知・普及活動の遅れ
- ④成年後見関連法令が民法に基礎を置いていたため、全体的な把握がしづらいこと

2. 成年後見制度の利用促進と期待される市民後見人

厚生労働省は平成 23 年から「市民後見推進事業」を本格的にスタートさせ、矢継ぎ早やに法改正や財政支援などに取り組んできました(補足資料 2)。障害者権利条約の批准、要支援の高齢者に対する生活支援サービスの自治体移管、障害者の施設・病院からの地域移行なども始まり、自治体と地域の一体的な工夫や力量が問われる時代になりました。

同時に、14 年前にスタートした成年後見制度の在り方も、本質的な転換を迫られることになりました。

- それでは、成年後見制度はどう変わるべきでしょうか。
- 第 1 に、財産管理中心から身上監護重視の制度へ
 - 第 2 に、後見偏重から補助・保佐類型を活用する制度へ
 - 第 3 に、代理・代行意思決定 (substituted decision-making) 中心から
支援付意思決定 (supported decision-making) 制度へと転換することです。
 - 第 4 に、制度の理念を最も体現すると言われる任意後見を一段と拡充することです。

このことは、遅ればせながら成年後見制度の発足当時の原点に回帰することを意味します。それを可能にする人材こそ、高い社会貢献意欲と倫理観を備えた元気シニアや介護などの経験のある主婦であり、現役時代に培った専門的な知識と経験、後見実務に必要な法律・介護などの幅広い知識を備えた市民後見人であることは言うまでもありません。

私たちの地域社会では、新しい地域支え合いの取り組みがすでに始まっています。認知症高齢者や障害のある人の支えを、家族だけが担う仕組みから、地域住民や医療、保健、介護を担うさまざまな関係者を含めて地域全体で支えていくという歴史的な大転換が始まろうとしています。それを可能にする制度の一つとして成年後見制度があり、それを実現する担い手として市民後見人が存在するのです。

II 法人市民後見活動における理念と倫理

近年、成年後見制度の担い手の中心は親族から第3者へと大きく変化し、しかもその流れが一段と加速されてきました(25年度は親族後見42%、弁護士などの第3者後見58%)。ところが、親族ばかりでなく、弁護士や司法書士などの職業後見人による被後見人等の財産の横領事件、不正事故が後を断ちません。任意後見についても、悪しき動機を持った代理人による濫用問題が厳しく問われています。成年後見制度の存続にかかわる由々しき事態と言っても過言ではありません。

いったい、どこに原因があるのでしょうか。

家庭裁判所の監督体制が手薄なことに原因があることは確かです。このため、家庭裁判所は、被後見人の金融資産が20百万円以上の場合は、親族後見には後見監督人を選任し、職業後見人には後見制度支援信託の利用を促進する方針を打ち出しています。

一方、市民後見人にとってもこの問題を避けて通れません。市民後見人にはリーガル・サポート、弁護士会、ばあとなあのようなお目付け機関がどこにも存在しません。従って、自らプレーし、自ら監督・監査する体制を整えなくてはなりません。

法人市民後見活動は被後見人の財産や身上に関する個人情報に深くかかわるだけに、自らの行動を自ら律するための基準となる倫理規範や行動基準が強く求められます。

法人市民後見活動に求められる倫理には、法人としての倫理と個人（後見事務担当者）としての倫理の二つがあります。

倫理とは組織が生きていくための規範であり、倫理的に活動することは究極的には経済合理性とも合致する、という強い信念が求められます。

1. 理念

法人市民後見活動の原点となるのが「理念」です。当会は、成年後見制度をとおして「市民が市民を支える」社会を実現するため、次のような理念を会員間で共有しています。

〈当会の理念〉

- 一 当法人は、ボランティア精神と社会貢献という理念のもとに、元気シニアや主婦などによる主体的・自主的な市民後見活動をめざします。
- 二 当法人は、認知症高齢者や知的・精神障害者に対する日常生活の支援や権利擁護などの活動をとおして地域福祉の向上に努めます。
- 三 当法人は、東京大学市民後見研究・実証プロジェクトとの連携、行政などの公的関与、地域密着の3原則にもとづき活動します。

2. 法人市民後見活動の基本スキーム

①協力員型市民後見人

弁護士など専門職の傘下で協力員・補助員として活動するスキーム

行政や家裁の信頼を得やすいが、協力員の活動は従属的。一人の職業後見人が20人近い後見人になるケースでは「顔の見えない後見」となるおそれがある。活動が限定的になるため、倫理の問題は小さい。

→NPO法人S社（松戸市、弁護士主導型）などのケース

②社協型市民後見人

社協の傘下（社協が後見監督人）で活動するスキーム。

社協の指導、後見監督体制のもとで活動するため家裁の信頼は得やすく、倫理の問題も小さい。

ア 市民後見人や後見事務担当者として活動—東京都の社会貢献型市民後見人
→品川区社協（後見監督報酬なし）、柏市社協など

イ NPO法人市民後見人の会（品川）→品川区社協（後見監督報酬なし）、10数件の実績を経て後見監督人は不要になっている。

③主体的な法人市民後見人

→当会型 法人、個人とも倫理の問題は大きい、家裁の壁も厚い。

始めは専門職との共同受任から、次いで事務分掌の共同受任や単独受任+後見監督人（別途、後見監督報酬がかかる）、10数件の経験を経て単独受任をめざす。

ア 法人としての倫理、受任事案に対する歯止めなどが強く求められる。

イ 後見事務担当者が法律行為等を行なうさいの倫理を強く求められる。

ウ 受任事案

- ・市長申立など行政との調整が整っているケース
- ・身寄りのない高齢者、「親亡きあとの」障害者、生保などが主な対象
- ・一定の財産（現預金10百万円、自宅所有）が基準になる
- ・任意後見に対する歯止め

3. 東京家庭裁判所が法人市民後見に求める4つのポイント

①業務実施要領の整備状況

事業の目的、対象者、実施内容に加え、個人情報の保護や苦情申し立ての受付等について定めた要領の整備状況について説明を求められる。

→当会は、この質問に答える体制ができています。

②監督体制の整備状況

受任の適否の判断、後見事務担当者の選定、後見業務の監督体制の整備状況について説明を求められる。

→当会は、この質問に答える体制ができています。

ア 23年11月に内部委員と専門職の外部委員で構成する運営委員会を設置し、毎月1回開催している。そこでは受任の適否、後見事務担当者の選任、受任事案や相談案件の対応方針、ケア状況の検討など身上監護面や財産管理面の問題点などについて点検チェックする体制ができています。

イ 受任件数の増加に対応するため業務監査室を新設し、後見事務のサポート体制、家裁への報告書の点検チェック、資金の動きなどをチェックする体制を整備。

③活動の主な収入源

法人を運営する場合、行政からの支援、寄付金、会費、後見報酬等が主な収入源となるが、運営実態と収入源について説明を求められる。

→経営体力や財務基盤はまだ脆弱ですが、収支などの管理体制は整備されています。

④後見業務に関する保険の加入状況について説明を求められる。

→損害賠償責任保険に加入し、後見業務遂行上の損害賠償責任に対応できます。

III 法人市民後見活動に求められる倫理

1. 法人としての存続性

①ひたすら堅実な活動を続けてまいります。←会費や後見報酬だけでは法人を存続させることは無理です。また、手弁当と精神的モチベーションだけでも限界があります。

②報告・連絡・相談の徹底が不可欠です。←NPOの組織に限界があることも事実です。

③法人の存続性を急ぎません。←必ず「悪魔の誘い」にかられます。

2. 組織としての倫理、コンプライアンスの確立

弁護士など職業後見人による横領事件の報道にしばしば接しますが、後見制度自体にそれを誘発するような「魔性」が潜んでいるのかもしれません。それだけに、自己責任の原則と事故を未然防止する仕組みが不可欠です。

一 私たちは、後見ビジネスと決別します。

→市民後見の原点は社会貢献活動、職業でも、事業でも、損得勘定でもありません。

二 市民後見の基本は法定後見です。家裁から信用信頼される団体をめざします。

①情報開示と経営の客観性・透明性の確保に注力します。

②個人情報保護と守秘義務を厳守します。

三 私たちは、任意後見に一定の歯止めを設けます。

① 任意後見契約は将来型のみ、移行型及び即時型は行いません。

② 財産管理委任契約や遺言公正証書契約の併用も行いません。

③ 原則、身寄りのない任意後見委任者からの遺贈は受けません。

④ 悪魔の誘いを払拭し、悪しき動機の代理人にはなりません。

3. 認定NPO法人＝公益性の高い活動団体

①平成23年11月以降、年1回の講演会・多数の講習会などの成年後見制度の普及・啓発事業と市民後見人養成講座などの公益的な活動に取り組んできました。

〈講演会〉

平成23年10月「講談で学ぶ成年後見制度」神田織音師匠ほか 参加者290名

平成24年11月「堀田力が語る『自分らしく生きる』」さわやか福祉財団堀田力理事長 450名

平成25年11月「終末期医療の課題とあり方」土浦協同病院藤原秀臣名誉院長 440名

平成26年5月「市民が支え合う やさしいまち」さわやか福祉財団堀田力理事長 300名

平成26年11月「自分らしく生きる一人間の尊厳を守る成年後見制度」

日本成年後見法学会新井誠理事長 品川成年後見センター斎藤修一所長 370名

〈市民後見人養成講座〉 10回開催（我孫子5回、流山3回、松戸2回 受講者合計約500名）

②平成26年3月、千葉県より公益性の高い活動団体として認定NPO法人に認定されました。税制面で優遇措置のある寄付金が受けられる団体になりました。

※ 県内のNPO法人数は1,924社、うち認定NPOは12社（26年3月末現在）



<堀田力先生講演会の開催風景>

4. 高い社会貢献意欲と倫理観を備えた市民後見人の育成

- ①良質な担い手の育成は、法人市民後見活動の生命線です。当会は、25年度から基礎講座を終了した市民後見人候補者にレベルアップ研修（30時間の実務講習中心、25年度42名、26年度53名受講）を実施中です。
- ②平成26年度から、後見事務担当者・相談員の登録及び組織化に取り組み、40名近い会員が登録しています。

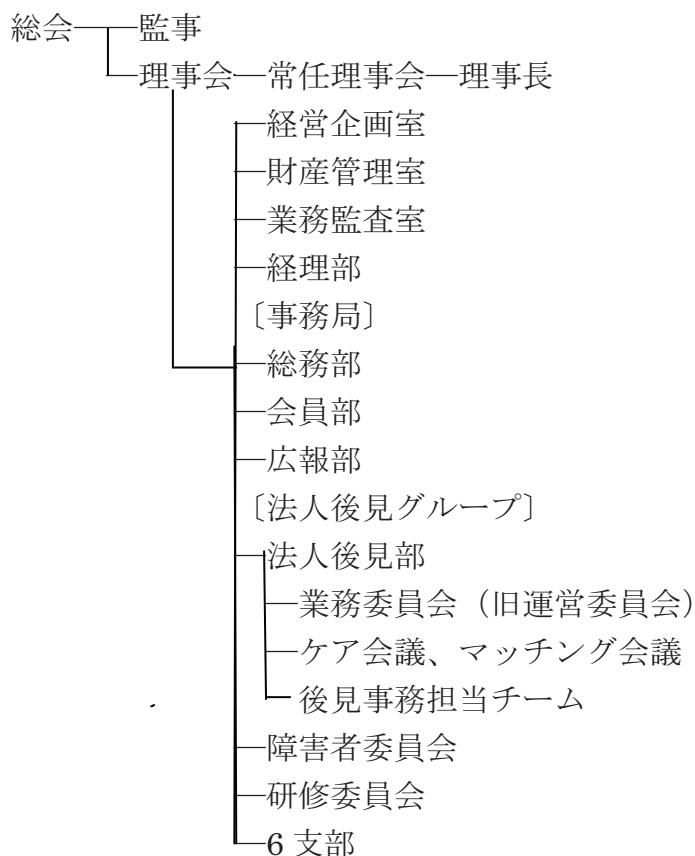
5. 当会の組織体制（平成27年度に向けて）

受任件数の増加に備えて、財産管理や業務監査機能強化、家裁への事務報告書の点検チェック体制、適切な後見事務のためのサポート体制などの整備に注力しています。

（1）重点施策

- ①本部組織・機能の強化と役割分担の明確化
- ②組織運営規程類の整備と徹底（後記6のとおり）
- ③業務運営体制の整備と被後見人等の財産管理及び内部監査体制の整備
- ④後見事務担当者等の組織化及び良質な担い手=市民後見人の育成
- ⑤任意後見業務の推進体制
- ⑥活動拠点としての支部体制の強化

（2）組織体制



(3) 会議等

総会 常任理事会 後見事務担当者会議 連絡会（年2回） 支部長会議

(4) 組織運営規定等の整備

(5) HPの改定（26年11月完成）

(6) 専門的なバックアップ体制

6. 当会の組織運営規定等の整備（27年2月現在）

管1 定款

管2 組織運営規程（理念、会議、理事会、倫理規定等）←旧運営細則

管3 組織図（別表1） 役員等の職務分担表（別表2）

管4 事務分掌規程

管5 事業・活動計画表（本支部別に適宜作成） 以上 総務部所管

管6 業務規程（相談業務規程、後見業務規程、任意後見業務規程は別に定める）

付表1 法人後見受任体制 付表2 法人後見受任手順 付表3 業務委員会の構成

付表4 市民後見活動のチェックポイント 付表5 後見報酬支払い基準

付表6 立替え払い支払い基準 付表7 緊急連絡網

様式1 相談受付シート 様式2 個人情報保護に関する誓約書

様式3 後見活動記録 様式4 正会員登録書（一般用、後見事務担当者等用）

様式5 市民後見人行動規範

様式6 苦情受付け票 様式7 交通費用紙 様式8 小口現金管理表

様式9 任命証書 様式10 重要物等預かり台帳 様式11 預かり証

様式12 被後見人等の収支管理表（年間、月次、日計）

管7 任意後見業務規程及び関連業務規程

書式1 繙続的見守り契約書 書式2 任意後見契約書

書式3 「いざという時」の意思表示 書式4 死後事務委任契約書

管8 個人情報保護方針

管9 個人情報保護規程 以上 法人後見グループ所管

管10 財産管理規程 財産管理室所管

管11 業務監査規程 業務監査室所管

管12 その他の管理書類

①契約書類等の管理帳 総務部所管

②預り金管理台帳 経理部所管

管13 会員部関連書類 会員部所管

①入会申込書（法人、個人） ②会員名簿 ③会費入金管理帳 ④領収書

7. 当会の広報誌、情報誌、小論文等の作成

- 1 成年後見関連法令集 2 後見申立書類
3 広報誌、情報誌、小論文等（26年度wam助成事業として実施）
①リーフレット（第2版）②パンフレット（第2版）
③「相続・遺言」 ④「任意後見のすすめ」—利用の促進と濫用の防止に向けて—
⑤「成年後見制度と法人市民後見活動」（予定）
⑥「成年後見制度における信託契約の活用」
⑦「精神保健福祉法の改正と成年後見制度」
⑧「法人市民後見活動と倫理」
⑨「新しいふれあい社会」（月報、26年4月創刊）⑩会報（四半期報）

IV 後見事務担当者に求められる倫理

1. 家庭裁判所から求められる後見人の職務の遵守（「後見人等のしおり」Q&A ※）

※千葉家庭裁判所HPからダウンロード

- ①後見人がやってはいけないこと、後見人であってもできないこと
- ②本人の居住用不動産の処分
- ③本人との利益相反
- ④医療同意
- ⑤保佐人、補助人の代理権、同意権・取消権

2. 当会の事故防止に関わる規程（抜粋）

① 業務規定第3章後見受任業務規程における倫理条項の遵守

事案ごとに担当理事を決め、2人以上の後見事務担当者が担当します。

第27条（苦情の処理） 第28条（個人情報の取り扱い）

第29条（法令および倫理規範の遵守）など

②マッチング会議で被後見人にふさわしい後見受任体制を決定し、後見事務担当者を業務委員会に推薦します。業務委員会で選任後、理事長との面接を経て最終決定します。

理事長は、後見事務担当者の役割と責任を説明したうえで、任命証書を交付します。

③関係帳票

守秘義務に関する誓約書（様式2） 正会員登録書（様式4 後見事務担当者用）

市民後見人行動規範（様式5） 苦情受け付け表（様式6）

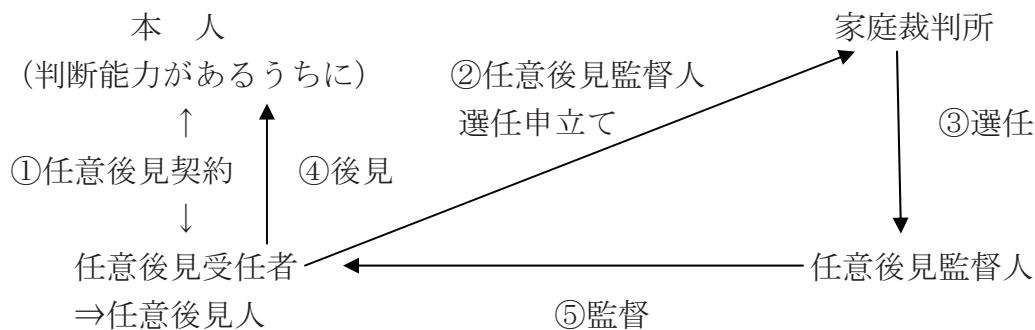
任命証書（様式9） 市民後見活動のチェックポイント（付表4）

V 任意後見契約と当会の基本姿勢

1. 任意後見契約の仕組み

任意後見制度は、**本人（委任者）**が十分な判断能力があるうちに、あらかじめ**本人が選んだ人（任意後見受任者）**に、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、本人の生活、療養看護や財産管理に関する事務を委託し、その事務について代理権を与える契約（**任意後見契約**）を、公証人の作成する**公正証書**で結んでおくというものです。

この制度は、「任意後見契約に関する法律」に基づきます。後見する人（任意後見人）の選定とその権限は全て任意の契約で定めるため、「任意後見」と呼ばれます。この場合の権限は代理権のみで、同意権・取消権はありません。また、判断能力の低下がみられ任意後見開始が必要となったら、家庭裁判所に申立て、**任意後見監督人が選任された**後に、任意後見受任者は**任意後見人**となり、その職務を開始することになります。



2. 任意後見契約等の流れ

本人と当会（任意後見受任者）は次のような契約を結びます。

- ア 繙続的見守り契約（公正証書も可）
- イ 任意後見契約（公正証書）
- ウ 死後事務委任契約（公正証書）
- エ 「いざという時の意思表示」※

※ 万一の場合に備えて、本人が自分の意思（希望や要望など）を受任者に託すもので、公証人の認証などを受けます。

- ① これらの契約に基づいて、事務受任者が本人を月1～2回訪問して面談し、本人の生活の質の改善・向上に向けて様々な生活上の自立的意思決定の支援を行ない、生活状況及び心身の健康状態の把握に努めます。この間、本人から介護サービスや介護施設入所等に関する相談、施設入所契約の支援、入所後の定期的な訪問などの支援を行ないます。
- ② 本人の判断能力が不十分な状況になると、任意後見受任者は家庭裁判所に任意後見監

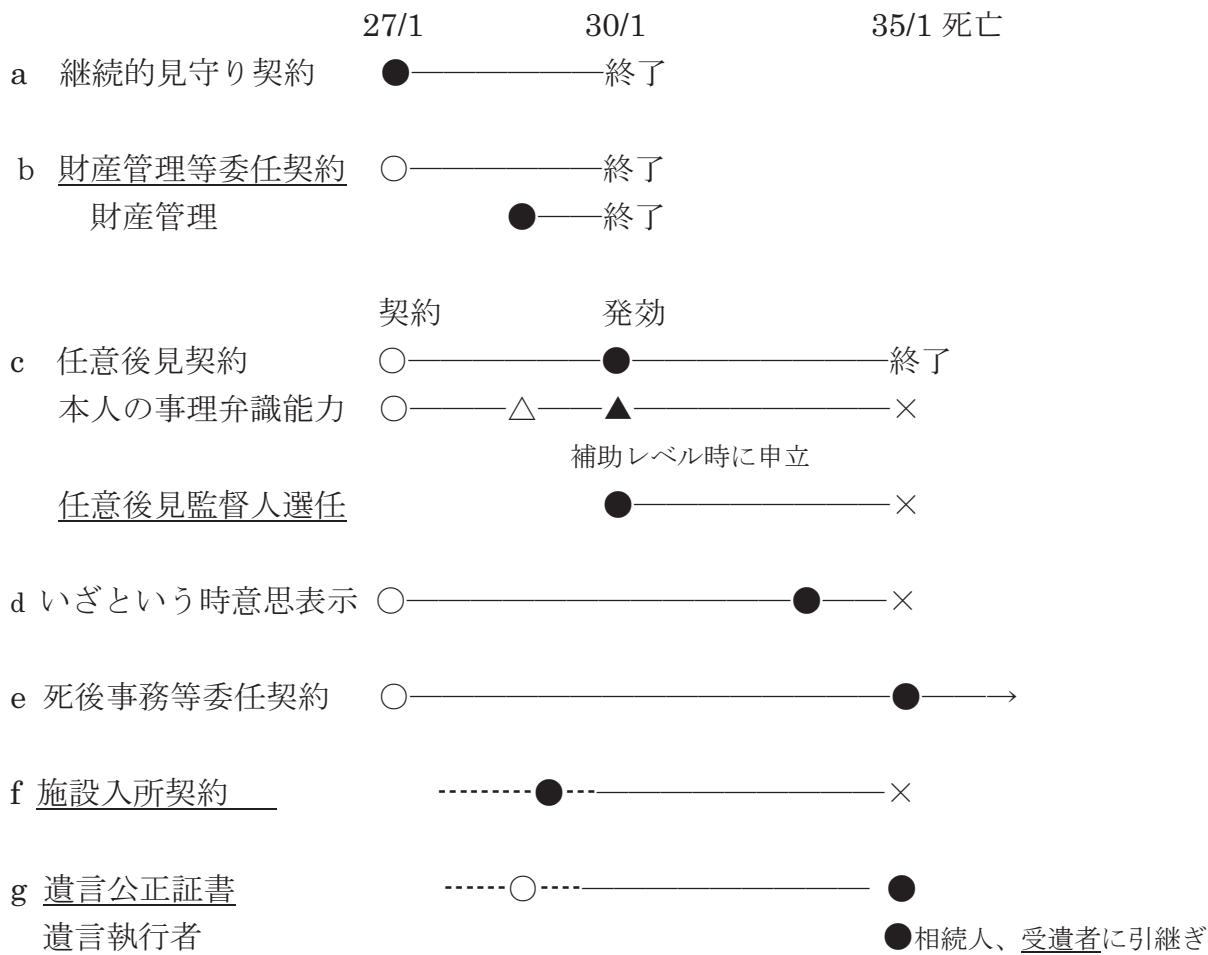
督人の選任を申立てます。選任後に任意後見契約が有効となり、当会（任意後見受任者）は任意後見人として職務を開始します。

- ③ 終末期医療段階に至ると、本人があらかじめ示した自分らしく生きるための希望する病院、延命措置の要否などの「いざという時の意思表示」に基づき対応します。
- ④ 本人が死亡すると、死後事務委任契約に基づいて本人の希望する葬儀の執行、菩提寺への納骨・法要、相続人や遺言執行者への遺産の引継ぎなどの事後処理を行ないます。

〈任意後見契約等の時系列的な流れ〉

これらの事務処理の流れを時系列的に捉えると以下の通りになります。

問題点をわかりやすくするため、ここでは任意後見契約と同時に財産管理等委任契約を結び、次いで施設入所契約を結び、さらに本人が遺言公正証書を作成する場合を想定して例示しました。濫用の問題の多くは下線部分の取り扱いに起因します。



3. 任意後見契約の濫用の防止に向けて

契約自由の原則のもとに、任意後見制度が本来の趣旨を大きく外れ、濫用に近い形で運用されている実態が浮き彫りになっています。かつて大手全国紙が「成年後見制度の闇」と題した特集記事でこの問題を俎上に挙げた経緯もあります。こうした事態に危機感を覚えて、日本成年後見法学会、日本弁護士連合会、司法書士団体のリーガル・サポートなどが、機会あるごとにさまざまな改善、改正の提言を行なうなど警鐘を鳴らしています。

いわゆる濫用の問題として考えられる代表的なケースは以下のようないものです。

(1) 有料老人ホームに入所するさいに任意後見契約を結ばされるケース

有料老人ホームなどに入所するさい身元引受・保証を求められます。問題は身寄りのない（子供のいない）老夫婦が入所する場合です。通常はその施設とも関係の深い保証専門会社や司法書士などの専門職と任意後見契約を締結することを入所の条件にされます。ホームに入りたい一心から任意後見契約の内容をよく理解できないまま受動的に契約に及んでしまうケースが頻発しています。

公正証書の作成にかかわる公証人の立場からは、本人の真意や判断能力、契約締結能力に多少の疑問があっても嘱託を拒絶することは難しいというのが現実です。

(2) 任意後見契約と同時に財産管理等委任契約まで締結する（移行型）のケース

財産管理等委任契約は、判断能力のあるうちに、将来に備えて一定の代理権を受任者に付与しておく契約であり、個の財産管理等委任契約と任意後見契約をセットで締結するものを、一般に「移行型」と呼んでいます。

この場合の問題点は、委任者の判断力がすでに衰えてきたにも関わらず、任意後見受受任者が任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申し立てを行わず、財産管理契約のみがそのまま有効に継続されて、様々な横領、不正事件が引き起こされるケースです。

任意後見受任者には任意後見監督人の選任申し立て権限はありますが、法律上の義務はないということに制度的な欠陥があるのでしょう。利用する市民の立場からは、早急に改善すべきだと考えます。

(3) 任意後見契約（移行型を含む）が遺言書作成とセットで行われるケース

受任者を受取人（遺言執行者となる場合が多い）とする遺言公正証書を締結し、遺贈を受けるというケースです。日本公証人連合会作成の手引き「任意後見のすすめ」の最終ページでも「任意後見人の労苦に報いるために、任意後見契約を結ぶと同時に、公正証書を作成し、任意後見人により多くの遺産を相続させたり、遺贈をするのが適

当な場合も少なくないと思われます。…」とあります。お世話になった方に遺贈するという純日本的な美談には違いありませんが、親族以外の第3者の受任者が遺贈を受けることについては、利益相反行為や社会的・倫理的・道義的な非難が避けられない場合が多いのではないでしょうか。

4. 任意後見契約に対する行動指針（基本姿勢）

- 一 当会は、将来型任意後見契約以外の即効型及び移行型任意後見契約を結びません。
- 二 当会は、任意後見契約における受任者の義務を徹底するため、委任者が「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況（補助レベル）に達したときは、当会は、遅滞なく、家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任の請求をしなければならないとの文言を契約書上に織り込みます。
- 三 当会は、原則として任意後見委任者からの遺贈を受けません。
- 四 当会は、任意後見契約に関連して当会が受遺者となるような「遺言公正証書」を結びません。
- 五 当会は、身寄りのない（子供のいない）委任者が有料老人ホームなどの施設に入所するさいの身元引受人・保証人を引き受ける見返りとして、特別の利益供与を求める行為をいたしません。

V 成年後見制度に関する無料相談会のお知らせ

お気軽にご利用下さい。市民の目線で対応します。

- ①成年後見制度全般に関するご相談
- ②継続的見守り契約、任意後見契約、いざという時の意思表示、死後事務委任契約までの「東葛見守り・安心プラン」などのご相談
- ③身寄りのない方が施設入所するさいの身元引受・保証などの悩みやご相談
- ④親族後見に関する悩みやご相談、後見申立てに関するご相談など



当会は、東京大学市民後見プロジェクトの修了生などが平成23年2月に設立した団体です。26年3月には、これまでの公益的な活動が評価されて、千葉県知事より認定NPO法人に認定されました。

認定NPO法人東葛市民後見人の会

法人後見部 業務監査室 研修委員会

本部 〒270-1132 千葉県我孫子市湖北台 6-5-20

電話・FAX 04-7187-5657

Email Info@t-shimin-kouken.org

URL http://t-shimin-kouken.org

支部 我孫子 柏 鎌ヶ谷 流山 野田 松戸

会員数 148名 (26/3現在、正会員83名、賛助会員65名)

平成27年2月作成

参考資料1 認定NPO法人東葛市民後見人の会の「業務規程」(抜粋)

第3章 後見受任規程

(財産管理)

第18条 財産管理室は被後見人の財産管理に関する業務を所管する。財産管理に関する事務については財産管理規程(管10)を別に定める。

- 2 通帳、証書、権利証などの重要物は銀行貸金庫に保管し、管理台帳を作成し管理する。
出し入れは2名で行い、組み合わせは適宜変更する。
- 3 財産管理室は後見事務担当者と協力し、家庭裁判所に提出する報告書類等の作成を支援する。
- 4 業務監査室は3カ月ごとに財産管理室による重要物などの管理状況を検査する。
検査方法は管理台帳と重要物(現物)との突き合わせ方式による。

(個人情報の取扱い)

第28条 後見事務担当者等は、別に定める市民後見人行動規範(様式5)を遵守し、個人情報の保護について細心の注意を払わなければならない。

- 2 後見事務担当者等は、後見受任業務を通じて知り得た個人情報を関係者以外の当会会員および第3者にみだりに漏洩してはならない。

(法令および倫理規範の順守)

第29条 後見事務担当者等は、業務を遂行するにあたり、民法858条に規定された「成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮」など成年後見人の業務を誠実に履行するとともに、関係法令を順守しなければならない。

- 2 後見事務担当者等は、別に定める市民後見人行動規範(様式5)および市民後見活動チェックポイント(付表4)の精神を順守しなければならない。

付表4

市民後見活動のチェックポイント

1. 犯罪行為事項

- ①使い込み・無断借用・流用（業務上横領罪 刑法253条）
- ②虚偽の名目による支出、過大な支出（同上）
- ③回収不確実な貸し付け（背任罪 刑法247条）
- ④値下がり確実な株式の購入（同上）

2. 禁止事項

- ①施設・介護サービス事業者等への寄付
- ②株式、商品相場、ハイリスク金融商品などへの投機・投資
- ③被後見人を契約者・被保険者、後見人を受取人とする生命保険契約
- ④被後見人との間で、個人的に任意代理契約や遺贈契約などを締結すること
またはこれに準ずる行為をすること（黙認するケースを含む）

3. 原則不可事項

- ①後見人または親族など関係者への贈与、
- ②後見人・親族への金銭の貸付、保証
- ③医療行為への同意
- ④被後見人に対する入所時の身元保証行為

4. 要協議事項

- ①親族に対する扶養
- ②親族からの立て替え金の支払い
- ③個室や差額ベッドの利用
- ④冠婚葬祭等における祝儀・香典
- ⑤被後見人名義の不動産の利用
- ⑥被後見人に債務を負わせること

(平成23年8月制定)
(参考資料：品川区社会福祉協議会)

様式 2

個人情報、守秘義務に関する誓約書

認定N P O 法人東葛市民後見の会

理事長 星野 征朗 殿

この度、私は貴会で相談業務、受任業務、を担当するにあたり、又は、運営委員会の委員を受託するにあたり以下の事項を遵守することを誓約いたします。

第1条（秘密保持の誓約）

貴会の定款及び法人後見受任規定（個人情報、守秘義務条項）を遵守し、次に示される貴会の相談業務又は受任業務、運営委員会、後見類業務上の知り得た情報（以下「秘密情報」という）について、貴会の許可なく、如何なる方法をもってしても、開示、漏洩もしくは使用しないことを約束致します。

- ① 当会の個人情報
- ② 行政、その他から入手した受任に関する情報
- ③ 後見業務上知り得た情報
- ④ 個人情報等管理責任者（理事長）により秘密情報として指定された情報

第2条（秘密の報告及び帰属）

秘密情報については、私がその秘密の形成、創出に関わった場合であっても、貴会担当上作成したものであることを確認し、当該秘密の帰属が貴会にあることを確認致します。また当該秘密情報について私に帰属する一切の権利を貴会に譲渡し、その権利が私に帰属する旨の主張を致しません。

第3条（退会後の秘密保持）

秘密情報については、貴会を退会した後においても、開示、漏洩もしくは使用しないことを約束致します。

第4条（損害賠償）

前各条項に違反して、貴会の秘密情報を開示、漏洩もしくは使用した場合、法的な責任を負担するものであることを確認し、これにより貴会が被った一切の損害を賠償することを約束致します。

年　　月　　日

住所

氏名

印

参考資料2 成年後見制度の利用促進及び市民後見人の養成に関する関連法（抜粋）

民 法

（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）

第858条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

市民後見推進事業実施要綱（平23.6.6 厚生労働省老健局長通知）

1. 目 的

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人（以下「専門職後見人」という。）がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）を中心とした支援体制を構築する必要がある。

このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援するものである。

2 実施主体

（1）本事業の実施主体は、市町村とする。

ただし、実施主体は、市町村社会福祉協議会、NPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

3 事業内容

（1）市民後見人養成のための研修の実施

ア 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する地域住民

イ 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が習得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

（市民後見養成研修の内容（例））

- ・成年後見や介護保険制度等の法的な内容の理解
- ・地域の福祉施設等の社会資源の理解
- ・財産目録の作成等

(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

- ア 市民後見人の活用等のための地域の実情把握
- イ 市民後見推進のための検討会等の実施

(3) 市民後見人の適正な活動のための支援

- ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築
- イ 市民後見人養成講座修了者等の後見人名簿への登録から、家庭裁判所への後見人候補者の推薦のための枠組みの構築

(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

老人福祉法

(後見等に係る体制の整備等)

第 32 条の 2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

生活保護法

(後見人選任の請求)

第 81 条 被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人の職務を行う者がいないときは、保護の実施機関は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

高齢者虐待防止法

(成年後見制度の利用促進)

第 28 条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制

度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

障害者虐待防止法

(成年後見制度の利用促進)

第 44 条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止及び障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

知的障害者福祉法

(後見等を行う者の推薦等)

第 28 条の 2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

精神保健福祉法

(後見等を行う者の推薦等)

第 51 条の 11 の 3 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

障害者の権利に関する条約（平26.1.22条約1公布）

第5条 平等及び無差別

- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

第12条 法律の前に等しく認められる権利

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。

